

徳山工業高等専門学校環境マネジメント組織運営要領

制 定 平成 18 年 10 月 11 日

一部改正 平成 19 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 徳山工業高等専門学校に別紙に定める環境マネジメント組織を置く。

(運 営)

第 2 条 前条に規定する組織を運営するための連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(任 務)

第 3 条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境方針に関すること。
- (2) 環境目的・目標及び実施計画に関すること。
- (3) 環境目的・目標及び実施計画の達成状況の確認とその是正に関すること。
- (4) その他環境に配慮した取組に関すること。

(組 織)

第 4 条 連絡会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境管理責任者
- (2) 各部門環境責任者の中から 2 名
- (3) 各課長
- (4) 学生会、寮生会及び専攻科生 各 1 名
- (5) 校長が指名した者で事務職員の中から 若干名

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第 6 条 環境管理責任者は、連絡会を招集し、その議長となる。

2 第 4 条第 2 号に定める委員は、①一般科目主任②専攻科長③機械電気工学科主任④教務主事⑤情報電子工学科主任⑥学生主事⑦土木建築工学科主任⑧寮務主事⑨情報処理センター長⑩図書館長⑪テクノ・リフレッシュ教育センター長の順で、毎年度輪番制により教員をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 環境管理責任者が必要と認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させ、その意見を求めることができる。

(事 務)

第 8 条 連絡会の事務は、関係各課の協力を得て、総務課施設係において処理する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 28 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

環境マネジメント組織

